

第4章 まとめ

第1節 墳丘内遺物について

1988年の発掘調査時に、E1トレントにおいて須恵器壺1個体が出土し、ほぼ完形に復元できた。この壺は打撲痕が2ヶ所確認されているので、人為的に破砕されたものであることが明らかである。加えて、墳裾付近の極めて限定された範囲から、ほぼ完形に復元し得るだけの破片が出土したことから、墳裾付近において打削られたものが、ほとんどその位置を変えずに埋没したものと考えられた。ただし、この須恵器壺の埋没位置が、墳丘内のかか墳丘外なのか、すなわち須恵器壺の出土層位を墳丘封土とみるかあるいは墳丘上の堆積土とみるかで見解が分かれた。しかし、発掘調査報告書では、ひとまず、墳丘外から出土したものとして報告された経緯がある〔古川編1990〕。

そこで、今回発掘調査を行うに当たって、墳丘内外の新たな遺物の出土に留意するとともに、改めて須恵器壺の出土層位について再検討を加えた。その結果、1988年出土の須恵器壺を墳丘内遺物と考える方が、蓋然性が高いと言う結論に達した。

須恵器壺の出土した土層は、E1トレントの5層に該当する。この層は、基本土層のIV層に該当するもので、典型的な墳丘封土（V・VI層）ではない。しかし、この層は近世以前において墳丘表土として機能していたと考えられるものであり、しかも1988年の調査当時、直接壺片の検出、取り上げに携わった時の印象では、この層が流入土とは考えられない安定したものであったことから、この層は墳丘上堆積土ではなく、人為的な盛土であり、墳丘封土の一部と解釈するのが妥当であると考える。

壺片の出土位置が5層の下位に集中しており、須恵器壺片の攪乱や移動を考えさせる要素が存在しないので、5層の形成時にたまたま須恵器壺片が流入したのではないかことは明らかである。つまり、須恵器壺は古墳構築時にこの位置において打削られたものであり、打削り後にこの上に5層が盛り上げられた、すなわち5層によって須恵器壺が埋められたのである。よって、須恵器壺は墳丘内遺物と考える。これにより、葬送儀礼の一環として、土器を破碎するだけでなく、それを埋納する作業を想定することができよう。

ところで、八十塚古墳群岩ヶ平支群では、墳丘内や墳丘裾付近に遺物を掘り置いたと考えられる例が他にも確認されている〔網干・米田・竹村・太田・海邊編2002〕。52号墳では東側墳丘裾部の基盤面もしくは墳丘に接して土器片がまとまって出土し

ている。53号墳では、東側墳丘の墳丘構築作業面上に置かれたほぼ完形の土器片が出土している。54号墳では、墳丘北側裾部において基盤層に接した状態で土器片が出土している。この壺は破片で出土しており、出土状態から故意に破砕されたものと報告されている。55号墳では南西側墳丘裾部の基盤面に接して土器片がまとまって出土しており、完形に復元されている。

さらに、近年発掘調査の実施された58号墳では、墳丘封土から多くの須恵器が出土しており、新たに墳丘内に土器を埋納した事例が確認されている。ここでは、壺のほかに杯や壺も検出されており、これらはいずれも意識的に破砕されたもので、完形のものは見られない。各個体はほとんどの破片がまとまって出土しているので、容易に完形に復元し得る状態であった。このことから、土器を破砕した場所にそのまま置き、墳丘内に埋め込んだことが推定できるのである（2007年報告書刊行予定）。

このように、八十塚古墳群岩ヶ平支群の一部では、墳丘構築時に墳丘内に須恵器や土器を埋め込んでおり、10号墳や54号墳、58号墳のように、意識的に壺・壺等を打削る葬送儀礼が行われていたことも明らかになりつつある。

（白谷）

第2節 採石丁場について

当該地では、1988年の調査時に、徳川大坂城再築に係る矢穴痕をもつ割石が2石確認されていた。その内の1石は、1988年の調査後に地上に移設保存されていたが、今回の調査時には石室内に投棄された状態で検出された。もう1石は、NEトレント北西壁に掛かっていたもので、今回の調査では埋没保存された当時のままの状態で再検出された。これらの石材の存在から、当該地に徳川大坂城東六甲採石場に伴う遺構の存在を推測した。しかし、1988年度階では、発掘調査による採石遺構の検出例は皆無であり、採石丁場や採石土坑の認証も限られていたため、NEトレント北西壁に掛かる石材については、「この石材を削って搬出するための掘り込み」を伴うと推定したのみであった〔古川編1990〕。

今回、NEトレント周辺にトレントを探入したところ、明確な採石丁場跡を確認したことは、第3章第2節で述べたとおりである。この丁場は、完全に埋没しているものの、元来は、深さ1m以上、幅7m以上の小谷に立地していることが明らかになった。この谷は、當時水が流れているというものがではないが、丁場の類型としては、「沢占有型丁場」〔森岡2006〕に分類して大過なかろう。

以下、丁場で確認した矢穴痕をもつ割石の形態や法量を示して、それぞれの性格を述べる。

1号石材は、NEトレーナーの北西壁に掛かっていた石材で、8—2トレーナーの南壁に後方の先端がわずかに顔を出している（第9・42・46図）。NEトレーナーで観察できる上面は80～95cm×85～102cmのはば方形の割面で、石の厚さは36cmである。断面は直角三角形（斜辺に相当する部分は弧を描く）に近く、上面とこれに直交する面の2面が割面で、裏面は自然面である。矢穴列は割面に彫られており、上面に現在7個の矢穴痕が見られる（さらに2、3個の矢穴痕を有する可能性がある）。最も大きな面は矢穴痕が見られる上面で、この面の割り取りによって、80cm×120cm程度の面をもつ調整石を形作った際にできた端石と考えられる。

2号石材は、8—1トレーナーの南西壁沿いに検出された石材（第9・42・43図）である。平面形は半円に近く、断面形はほぼ直角三角形（斜辺に相当する部分は弧を描く）である。上面とこれに直交する側面ならびに一方の小口面の、計3面が割面で、裏面ともう一方の小口面は自然面のようである。矢穴痕は、割面である小口面に彫られた2個と、この矢穴列によって形成された割面に彫られた8個が確認でき、少なくとも3回削られていることがわかる。この石材の最終割面（上面）は70cm×120cmで、石の厚さは25cmの端石である。

3～5号石材は、6号石材とともに8—1トレーナーで検出した石材である（第9・42・43図）。

3号石材は、直方体に近い石材で、上面（最初の割面）が約200cm×約80cmで、石の厚さは40～70cmである。矢穴痕は、最初の断割に伴うものが13個あり、2回目の断割に係るものは6個で、この矢穴列の延長部分に割れていない矢穴が1個ある。割面は2面のみでは自然面なので、まず、自然面に矢穴列を設けて割った後、この割面に新たな矢穴列を設けて3号石材そのものを調整石に成形しようとしたところ、矢穴列が完成する前に矢穴列とは異なる方向に割れて、4・5号石材と分離したために、採石を中断したことがわかる。

4号石材と5号石材は、本来同一の石材であったと思われるが、途中で折れて分離している。4号石材には、3号石材の矢穴痕に対応する矢穴痕が3個（内1個は5号石材に統く）あり、5号石材には、3号石材の矢穴痕に対応する矢穴痕が4個（内1個は4号石材に統く）ある。4号石材と5号石材の上面（3号石材から統く割面）は、底辺約30cm、高さ約150cmの三角形に近く、石の厚さは30cm程度である。このことから、3・4・5号石材の最初の割面は、当初200cm×110cm程度の大きさであったことがわかる。なお、5号石材の西側に、3号石材と5号



第42図 1～6号石材検出状況（西から）



第43図 1～6号石材検出状況（北から）

石材、6号石材に挟まれるように別の割石が1石見られる。矢穴痕を有していないため具体的な対応関係はわからないが、これも3～5号石材と本来同一の原石材から割り取られたものと考えられる。

6号石材は、4・5号石材に接して検出された石材であるが、3号石材はもとより4・5号石材とも直接対応する矢穴痕は確認できない（第9・42・43図）。しかし、石質は3～5号石材に酷似しており、本来同一の石材であったと考えられる。6号石材は直方体に近く、70cm×198cmの長方形の割面を上にしており、石の厚さは40cmである。上面に直交する側面も削面だが、この面を割るための矢穴痕の有無は不明である。この割面に彫られた矢穴列の痕跡が上面に5個認められるが、それは上面の東半部のみで西半部にはない。これが、5個の矢穴を彫っただけでうまく割れたためなのか、より多くの矢穴を彫ったものの、矢穴列とは異なる方向に割れたためのかはわからないが、6号石材は、3号石材の最初の断面によって割り取られた石材を調整石に成形する際にできた、端石の可能性が高い。

7号石材は、8—2トレンチの北東壁に掛かる石材で、検出された部分は三角錐に近い形状である（第9・44図）。観察できる面は3面あり、内2面が削面で直交しており、裏面のみが自然面である。矢穴痕の見られる面は1面だけであり、矢穴痕のない削面に彫られている。矢穴痕は5個認められるが、埋没している部分にも何個かの矢穴痕が残っているであろう。矢穴痕のある面の大きさは95cm×60cmで、石の厚さは45cmを測る端石である。なお、7号石材に隣接し、8—2トレンチの東角壁に掛かる花崗岩（10号石材）も割石である。矢穴痕は観察できないが、石質や出土層位から、7号石材に対応する石材の可能性が指摘できる。

8・9号石材は、8—2トレンチの北寄りに、南北に並んで検出された石材である（第9・44図）。近接して出土しただけでなく、出土層位も同じで、石質や矢穴痕の形態も極めてよく似ており、同一の



第44図 7～10号石材検出状況（東から）

原石材から割り取ったものである可能性が高い。

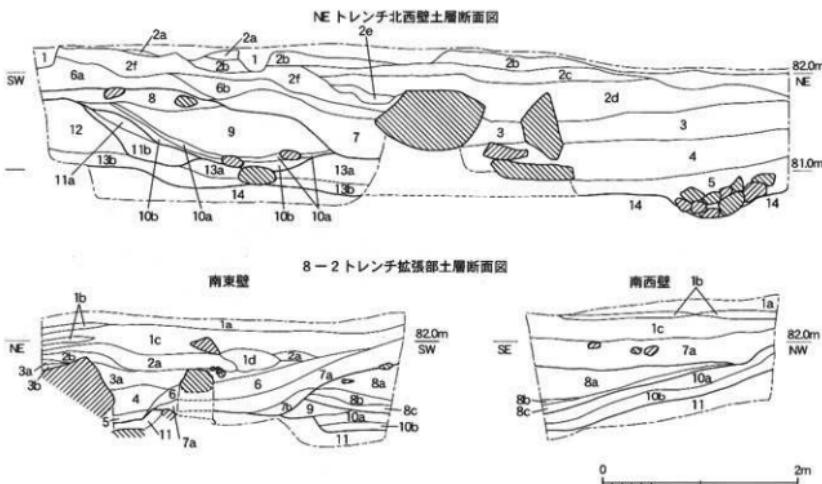
8号石材の北端はトレンチ北角壁に掛かっているため全体の法量はわからないが、上面は長さ130cm以上、幅85cm程度の不定形な削面で、石の厚さは18cmとかなり薄い。削面形は直角三角形（斜辺に相当する部分は弧を描く）に近く、裏面は明らかに自然面であるが、少なくとも3面の削面を有する。削面の内2面に矢穴痕があり、上面の矢穴痕は6個、小口面の矢穴痕は1個である。どちらの矢穴列も側面に当たる、残りの削面から彫られているが、小口面の矢穴痕が上面の形成によって切られていることから、小口面が先に形成され、その後、上面が形成されたことがわかる。

9号石材は半円とも台形ともいえるような平面形で、上面の長さは112cm、幅は72cm、石の厚さは最大で30cmを測るが、小口部ではわずか12cmである。削面形は直角三角形（斜辺に相当する部分は弧を描く）に近く、削面は、上面、側面、南西側の小口面の3面で、他の面は自然面である。矢穴痕は上面と側面の2面に見られ、上面が6個、側面が1個である。削面形の前後関係は、まず小口部が形成され、次にこの面に彫られた矢穴列によって側面が形成され、さらにこの側面に新たな矢穴列が彫られて上面ができる。

8号石材と9号石材は石質や形態、削面数などに共通点が見出せるが、矢穴列の彫り方は異なっている。これは原石材の大きさや形態に則して端石を割り取っていく段階の違いによるのであろう。

今回出土した矢穴痕のある削石には、いくつかの共通点や差異が認められる。

第1に指摘できるのは、3号石材を除き、残りの8個の石材が端石であるという点である。これらは削面が2つのもの（1・4・5・6・7号石材）と3つのもの（2・8・9号石材）といった違いはあるが、いずれも比較的薄い石材で、確認できる矢穴痕がすべて自然面ではなく削面に彫られている。しかも、裏面は自然面であるという共通点がある。



- N.Eトレント**
- 黒褐色の(10YR3/3)の漂土～中砂。下部は灰色色ないし灰に相違。
 - 黄褐色の(10YR5/4)シルト。中砂層あり。灰色前段、直後に相違。
 - にない(黄色色)(10YR5/4)-明瞭な漂土(10YR7/2)シルト。直前に相違。
 - にない(黄色色)(10YR5/4)-明瞭な漂土(10YR6/4)シルト。ややシルトが混じる。直前に相違。
 - にない(黄色色)(10YR5/4)-明瞭な漂土(10YR6/4)シルト。ややシルトが混じる。2層間に似た垂直のブロック。直前に相違。
 - 漂土(10YR5/4)シルト。やや砂粒あり。直前に相違。
 - にない(黄色色)(2.5Y6/4)漂土。中の部分もある。水半ドリナが見られる。直前に相違。
 - にない(黄色色)(10YR3/3)-漂土(10YR3/3)漂土～細砂。水半ドリナが見られる。後、黄マンガン化。直前に相違。
 - にない(黄色色)(2.5Y6/4)-漂土(2.5Y6/4)漂土～細砂。水半ドリナが見られる。直前に相違。
 - 6a 黄褐色(2.5Y5/3)-にない(黄色色)(2.5Y6/4)細砂層じり漂土。砂層より砂疊多く。直前に相違。
 - 6b にない(黄色色)(2.5Y5/3)-にない(黄色色)(10YR6/4)細砂疊じり漂土。2層と7層との透視層。
 - 7 にない(黄色色)(2.5Y5/3)-2.5Y6/4)細砂層じり漂土。不均な層。漂石活動時の凹凸土。
 - 8 にない(黄色色)(10YR5/3)-にない(黄色色)(10YR6/4)細砂疊じり漂土。11b層に相違。礁石活動時の凹凸土。
 - 9 にない(黄色色)(10YR5/3)礁石活動のせんれい。右上がりのラミナが見られる。礁石活動以前の堆積。
 - 10a 黄褐色(10YR5/6)-礁石活動のせんれい。礁石活動以前の堆積。
 - 10b 黄褐色(10YR5/6)-礁石(10YR4/4)シルト。礁石活動以前の堆積。
 - 11a にない(黄色色)(10YR5/3)-にない(黄色色)(10YR6/4)細砂疊じり砂質土。11b層より砂疊少ない。直前に相違。E1トレント5層に相違。
 - 11b にない(黄色色)(10YR5/3)-にない(黄色色)(10YR6/4)細砂疊じり砂質土。E1トレント5層に相違。
 - 12 にない(黄色色)(2.5Y5/3)-礁石(10YR5/6)礁石。礁石層以前の層と考えられる。E1トレント20層に相違。X層に相違。
 - 13a 灰岩(2.5Y6/2)-にない(黄色色)(2.5Y6/3)シルト-粘土。邊角部・底面層を多く含む。投げ築きの風化層。直前に相違。
 - 13b 灰岩(2.5Y6/2)-礁石(オリーブ色)(5Y6/2)細砂疊じり砂質土。致密な風化層。底面層の大部分は層の侵食によって変形。直前に相違。
 - 14 にない(黄色色)(2.5Y6/4)-明瞭な漂土(2.5Y6/3)漂土。かなり堅い致密層。直前に相違。
- 8-2トレント試掘坑 (1a～1c 斜面と8トレント土層と共に)**
- にない(黄色色)(10YR5/6)-(4)漂土(10YR7/6)シルト。水成層。漂石遺構を埋めている。直前に相違。N.Eトレント坑頭に対応。
 - にない(黄色色)(10YR7/2)-(10YR7/3)漂土(10YR6/4)漂土。水成層。漂石遺構を埋めている。直前に相違。N.Eトレント20層に対応。
 - にない(黄色色)(10YR7/2)-(10YR7/3)漂土(10YR6/4)漂土。水成層。漂石遺構を埋めている。直前に相違。N.Eトレント21層に対応。
 - にない(黄色色)(2.5Y7/3)-(1)漂土(2.5Y6/4)-再び(黄色色)(10YR4/6)漂土。水成層。漂石遺構を埋めている。直前に相違。N.Eトレント22層に対応。
 - にない(黄色色)(2.5Y7/3)-(2)-(3)漂土(2.5Y7/6)シルト。漂石遺構を埋めている。直前に相違。N.Eトレント23層に対応。
 - にない(黄色色)(2.5Y7/3)-(4)-(5)漂土(2.5Y6/4)-再び(黄色色)(10YR4/6)漂土。水成層。漂石遺構を埋めている。直前に相違。N.Eトレント24層に対応。
 - にない(黄色色)(2.5Y7/3)-(6)-(7)漂土(2.5Y6/4)-再び(黄色色)(10YR4/6)漂土。水成層。漂石遺構を埋めている。直前に相違。N.Eトレント25層に対応。
 - にない(黄色色)(2.5Y7/3)-(8)-(9)漂土(2.5Y6/4)-再び(黄色色)(10YR4/6)漂土。水成層。漂石遺構を埋めている。直前に相違。N.Eトレント26層に対応。
 - にない(黄色色)(2.5Y7/3)-(10)-(11)漂土(2.5Y6/4)-再び(黄色色)(10YR4/6)漂土。水成層。漂石遺構を埋めている。直前に相違。N.Eトレント27層に対応。
 - にない(黄色色)(2.5Y7/3)-(12)-(13)漂土(2.5Y6/4)-再び(黄色色)(10YR4/6)漂土。V層に相違。
 - にない(黄色色)(2.5Y7/3)-(14)-(15)漂土(2.5Y6/4)-再び(黄色色)(10YR4/6)漂土。漂石(10YR5/6)漂土。V層に相違。
 - にない(黄色色)(2.5Y7/3)-(16)-(17)漂土(2.5Y6/4)-再び(黄色色)(10YR4/6)漂土。漂石(10YR5/6)漂土。V層に相違。
 - にない(黄色色)(2.5Y7/3)-(18)-(19)漂土(2.5Y6/4)-再び(黄色色)(10YR4/6)漂土。漂石(10YR5/6)漂土。V層に相違。
 - にない(黄色色)(2.5Y7/3)-(20)-(21)漂土(2.5Y6/4)-再び(黄色色)(10YR4/6)漂土。漂石(10YR5/6)漂土。V層に相違。
 - にない(黄色色)(2.5Y7/3)-(22)-(23)漂土(2.5Y6/4)-再び(黄色色)(10YR4/6)漂土。漂石(10YR5/6)漂土。V層に相違。
 - にない(黄色色)(2.5Y7/3)-(24)-(25)漂土(2.5Y6/4)-再び(黄色色)(10YR4/6)漂土。漂石(10YR5/6)漂土。V層に相違。
 - にない(黄色色)(2.5Y7/3)-(26)-(27)漂土(2.5Y6/4)-再び(黄色色)(10YR4/6)漂土。漂石(10YR5/6)漂土。V層に相違。

第45図 NEトレント・8-2トレント拡張部土層断面図 (S: 1/50)



第46図 8-2トレント拡張部南東壁土層断面(北西から)



第47図 8-2トレント拡張部南西壁土層断面(北東から)

第2に指摘できるのは、3号石材のみが調整石となり得る部位を含んでいる点である。この石材は、まず自然面に矢穴列を彫り、この矢穴列によって生じた剖面には、石の厚さが不十分なところを除去して調整石を得るために、第2の矢穴列が見られる。しかし、図らずもこの矢穴列は作業途中であらぬ方向に削れてしまつたため、作業は中止し、現地にそのままの形で残されたのである。ところで、第2の矢穴列は、第1の矢穴列の矢穴痕からもっと離れた位置に設定されている。つまり、この矢穴列によって割り取られる端石には、自然面に彫った矢穴列の痕跡は伴わないことになる。これは、今回出土したすべての端石に共通するものであり、割り取り技法の復元の際、留意すべき内容である。ただし、2つの剖面をもち、1列の矢穴痕のあるものは、いくつもの過程で生じる端材形態なので、どの段階で生じた端石かを判定することは難しい。

第3に指摘できるのは、3つの剖面をもつ端石について、複数の割り取り技法が想定できる点である。8号石材は1面目の剖面に2方向の矢穴列が彫られており、石を回転させずに調整石の剖面と小口面を作り出したことがわかる。2・9号石材は、2面目の剖面に次の矢穴列を彫っているので、2面目の断割の後で石を回転させており、回転分割技法【竹村2006】を用いている様子がうかがえる。しかし、3面目の断割に伴う矢穴列は、2面目の断割に伴う矢穴列に直交する方向に設定されており、3面目の断割に伴う矢穴列が、2面目の断割に伴う矢穴列に平行する、通常の回転分割技法とは異なる技法が用いられているようである。ただし、3面目の矢穴列によって割り取られる面がかなり長いことから、単純に小口面を作り出したものと断定することはできない。原石材の形態や法量に即応した、臨機応変な回転分割技法の活用が推定できる。

これらの矢穴痕をもつ端石は、第3章第2節で述べたとおり、4つのグループに分けられる。

まず、第1のグループである3・4・5・6号石材は同一の原石材に山出し、採石時の原位置を保っている可能性が高い石材群である。これらの石材の南には、自然石の花崗岩巨礫が点在しており、これらについても、採石時の原位置を保っているものと考えられる。さらに、6号石材の下に見られる板状の花崗岩隕（割石の可能性がある）も関連石材と考えられる。

次に、第2のグループである8・9号石材は、互に同一の原石材から割り取られた端石であるが、この2石は、石質の類似性に加えて、検出レベルや設置方法の類似性が指摘できる。特に、設置方法については、2石が北東—南西に並び、その西側上辺（剖面に矢穴列を彫って形成した剖面の西端部



第48図 7・8号石材とコッパ出土状況（東から）

分。両石材の長辺に相当する）は1列に連なっており、意識的に並べられたように見える。しかも、上面（西側上辺からの矢穴列によって形成された剖面）はともに南東方向にほぼ同じ傾きで緩やかに下がっており、石材の南東には、この傾斜に続くように土坑状の堆积が認められるので、ちょうど、土坑の肩部に当たる箇所に8・9号石材が設置されていると言える。8・9号石材の下には人頭大以下の自然石が見られ、これらの石材を安定させるために自然石を配置したように見える。

ところで、8号石材上にはコッパが多く検出された（第48図）。このコッパが直接8号石材に伴うものかどうかは不明であるが、8号石材近辺が採石丁場であったことの証左にはなる。

3つ目のグループと捉えられるのは、7・10号石材である。7号石材は8・9号石材の南東に広がる土坑内に位置している。7・10号石材は水成層に完全に覆われており、採石活動時に遺棄された状態を保っているようである。

ちなみに、8・9号石材の南東に広がる土坑は、8・9号石材を割り取って成形した調整石の採石に係る土坑と考えている。7号石材などについては、8・9号石材と同一の母岩から割り取ったものかどうか判断しながら、この採石土坑内に位置しているので、この採石土坑に関わる石材と解釈している。さらに、8・9号石材については、割り取った後、石を引き出す際の足場や、周辺で切り出した石を川筋に引き下ろす石曳き道の土台として据えられた可能性も考えられる。

最後のグループである1・2号石材の検出レベルは、他の割石より20cmほど高く、包含層も異なる。このため、流入石材とも考えられるので、採石時の状態を保っていると断定することはできない。一方、他の割石については、採石時の状態を保っており、石切丁場そのものの遺構と言えよう。

なお、今回出土した割石はいずれも水成層によつて完全に埋没している（第45~47図）。しかも、現

状では谷状地形はまったく遺存しておらず、当該調査地が山林状を呈していた昭和50年代にも、この部分はほとんど平坦な地形を呈していたようである。これは、採石活動による山林の伐採や、石曳き道の構築による山林の荒廃により、採石後にこの谷が埋没するような環境の変化があったことを意味していると解釈できる。

(白谷)

第3節 10号墳の構築の特色

今回の調査で、10号墳の石室や墳丘の構築方法がかなり明らかになった。そこで、以下に、10号墳の構築の特色について述べる。

①古墳構築時の地表面整地と石室掘形の掘削

10号墳は細い尾根の南東斜面に構築されており、10号墳の南・東部分と北・西部分では構築方法に違いがある。石室掘形の北側や西側では墳丘範囲の地表面を標高81.1m程度にフラットに削っているが、南側や東側ではほとんど削り出しを行っていない。古墳構築時の地表面がかなり低い石室南東部分では、若干嵩上げを行って石室構築面を形成している。周溝部分は、移動可能な石材の除去を行い、掘削している。

石室掘形は掘削面が南、すなわち開口部方向に緩傾斜するように掘削している。この際、石室構築の妨げになる花崗岩（ボルダー）は一部を割り取ったり、掘り出して取り除いている。ただし、南・東部

分は石室掘形が浅いので、石室掘形に強度をもたせるため、埋没しているボルダーは除去せずにそのまま残している。このために石室掘形の肩部は直線的になっていない。

②石室の構築

石室掘形に置土をして、その上に基底石を設置している。基底石は、置土の上に直接置かれたものと、基底石を据え付けるための土坑を掘り、基底石の安定を図るための詰め石を伴うものとがある。なお、搅乱により貼床は確認できなかった。

基底石の設置後に石室掘形を基底石上面レベルまで埋める。この時、左側壁側は念入りに下部基盤封土を積み上げているが、右側壁側は上部盛装封土に似た土を用いて一挙に埋めている。

基底石より上の石室構築材の積み上げに合わせて、順次上部盛装封土を盛り上げるが、墳丘裾付近や左側壁側石室掘形の肩部付近には、封土内に礫を投入して墳丘封土の安定を図っている。

石室構築材は、いずれも近在で容易に調達できる花崗岩を用いたと推定できる。石材の一部には割石も用いている。

③墳丘裾付近の須恵器埋納

墳丘封土を盛り上げて墳丘を築成する過程で、墳丘裾付近の封土内に須恵器壺を埋め込んでいる。壺を打割り、打削ったそのままの位置に置き、その上に墳丘封土を盛り上げて墳丘裾を仕上げたものと推定される。

(白谷)



第49図 調査区完掘状況（北東から）

引用・参照文献

- 芦屋市教育委員会 1967 「芦屋市埋蔵文化財包蔵地台帳 八十塚 E サ場発掘調査報告」<芦屋市文化財調査報告第5集>
- 芦屋市教育委員会 2001 「芦屋市埋蔵文化財包蔵地分布地図利用の手引き」<芦屋市文化財調査報告第40集>
- 芦屋市教育委員会 2006 「八十塚古墳群現地見学会資料—岩ヶ平支群45・46号墳の確認結果と58号墳の発掘調査並びに徳川再整大坂城岩ヶ平石切丁場・刻印石の調査—」
- 網干善教・米田文孝・竹村忠洋・太田宏明・海邊博史編 2002 「八十塚古墳群の研究」<関西大学文学部考古学研究第7冊・芦屋市文化財調査報告第33集> 関西大学文学部考古学研究室
- 竹村忠洋 2006 「第4章第4節(3)石材」『徳川大坂城東六甲採石場V 岩ヶ平刻印群(第85地点)発掘調査報告書—長州藩毛利家石切丁場跡における発掘調査の成果—』<芦屋市文化財調査報告第61集>
- 竹村忠洋・白谷朋世編 2006 「徳川大坂城東六甲採石場V 岩ヶ平刻印群(第85地点)発掘調査報告書—長州藩毛利家石切丁場跡における発掘調査の成果—」<芦屋市文化財調査報告第61集>
- 兵庫県教育委員会 2004 「兵庫県遺跡地図」
- 藤川祐作 1979 「備付論(2)採石場としての岩ヶ平」「芦屋・八十塚古墳群岩ヶ平支群の調査」<芦屋市文化財調査報告第11集> 芦屋市教育委員会
- 古川久雄編 1990 「芦屋市八十塚古墳群岩ヶ平支群第10号墳の調査—古墳損壊に伴う確認調査の結果—」<芦屋市文化財調査報告第20集> 芦屋市教育委員会
- 古川久雄編 2002 「平成13年度国庫補助事業 徳川大坂城東六甲採石場II 岩ヶ平刻印群(第11次)発掘調査報告書」<芦屋市文化財調査報告第42集> 芦屋市教育委員会
- 古川久雄編 2003 「徳川大坂城東六甲採石場III 岩ヶ平刻印群(第12次)発掘調査報告書—芦屋市六麓荘浄水場高区配水池(水道施設)築造工事に伴う唐津藩採石場跡—」<芦屋市文化財調査報告第44集> 芦屋市教育委員会
- 武藤誠・有坂隆道・末中哲夫・村川行弘編 1971 「新修芦屋市史」本編 芦屋市役所
- 武藤誠・有坂隆道・末中哲夫・村川行弘編 1976 「新修芦屋市史」資料篇1 芦屋市役所
- 森岡秀人 1979 「総括—八十塚古墳群の展開と岩ヶ平支群のもつ意義—」「芦屋・八十塚古墳群岩ヶ平支群の調査」<芦屋市文化財調査報告第11集> 芦屋市教育委員会
- 森岡秀人 2005 「石切丁場の出現—徳川大坂城・芦屋市東六甲石切場の発掘調査から—」「国際シンポジウム 韓国の倭城と大坂城 資料集」 倭城・大坂城国際シンポ実行委員会
- 森岡秀人 2006 「第5章第2節1. 関係石材の分類をめぐる若干の前提」『徳川大坂城東六甲採石場VI 岩ヶ平刻印群発掘調査報告書 第32・33・45・67・70・79・81・91地点 一平成9・11・14・15・16年度国庫補助事業—』<芦屋市文化財調査報告第64集> 芦屋市教育委員会
- 森岡秀人編 1983 「兵庫県芦屋市六麓荘町174番地所在 八十塚古墳群発掘調査概報—岩ヶ平支群F 小支群西地区の緊急調査成果概要—」<芦屋市文化財調査報告第13集> 芦屋市教育委員会
- 森岡秀人編 1998 「徳川大坂城東六甲採石場I—芦屋幕園拡張工事に伴う奥山刻印群K 地区内の事前発掘調査—」<芦屋市文化財調査報告第31集> 芦屋市教育委員会
- 森岡秀人・坂田典彦編 2005 「徳川大坂城東六甲採石場IV 岩ヶ平石切丁場跡—宅地造成工事に伴う埋蔵文化財事前調査の記録と成果—」<芦屋市文化財調査報告第60集> 芦屋市教育委員会
- 森岡秀人・竹村忠洋編 2006 「徳川大坂城東六甲採石場VI 岩ヶ平刻印群発掘調査報告書 第32・33・45・67・70・79・81・91地点 一平成9・11・14・15・16年度国庫補助事業—」<芦屋市文化財調査報告第64集> 芦屋市教育委員会
- 森岡秀人・古川久雄編 1979 「芦屋・八十塚古墳群岩ヶ平支群の調査」<芦屋市文化財調査報告第11集> 芦屋市教育委員会

報告書抄録

ふりがな	やそづかこふんぐん(だい106ちてん)はくつちょうさほうこくしょ							
書名	八十塚古墳群(第106地点)発掘調査報告書							
副書名	八十塚古墳群岩ヶ平支群第10号墳と徳川大坂城東六甲採石場岩ヶ平刻印群の調査							
巻次	次							
シリーズ名	芦屋市文化財調査報告							
シリーズ番号	第63集							
編著者名	(編集・執筆)白谷朋世 (執筆)竹村忠洋・水津真実							
編集機関	芦屋市教育委員会							
所在地	〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号 TEL. 0797-31-9066							
発行年月日	2006(平成18)年12月25日							
所収遺跡名	所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	調査番号					
八十塚古墳群 徳川大坂城 東六甲採石場 岩ヶ平刻印群	兵庫県 芦屋市 岩園町 40番1、41番1	28206	YS106	34度 44分 50秒	135度 18分 54秒	20050411～ 20050422 20050627～ 20050728	18.00m ² 83.34m ²	宅地造成に伴う事前調査
種別	主な時代	主な遺構		主な遺物		特記事項		
		古墳	古墳時代	八十塚古墳群岩ヶ平支群 第10号墳	土器類・須恵器	墳丘北半部は埋没保存		
生産遺跡 (採石場跡)	江戸時代 (元和・寛永 年間)	採石遺構 (矢穴痕のある割石9石・ コッパ)	陶器・輪羽口・鉄製品	埋没保存				

表紙写真 八十塚古墳群岩ヶ平支群第10号墳の石室全景(北から)

*本発掘調査時の石室検出状況。11トレンチ部分の基底石はすでに移動している。

裏表紙写真 調査風景(北から順に)

第2次確認調査時の掘削風景

*細長い11トレンチでは、禮を避けながら人力掘削を行った。

第2次確認調査時の石室解体風景

*三角機を組み入力で石室構築石材を除去する。

第2次確認調査時の実測風景

*光波測距儀を用いて石室を実測する。

本発掘調査時の掘削風景

*調査区の人力掘削風景。堆土搬出にベルトコンベヤーを使用した。

本発掘調査時の石室解体風景

*重機を用いて石室構築石材を除去する。

芦屋市文化財調査報告 第63集

八十塚古墳群(第106地点)発掘調査報告書

—八十塚古墳群岩ヶ平支群第10号墳と徳川大坂城東六甲採石場岩ヶ平刻印群の調査—

平成18年12月25日 印刷発行

編集 芦屋市教育委員会社会教育部生涯学習課(文化財担当)

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号

TEL 0797-31-9066

発行 芦屋市教育委員会

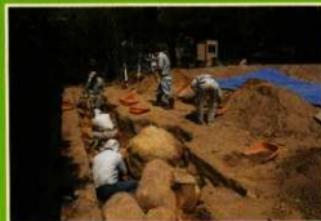
〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号

TEL 0797-31-9066

印刷 有限会社 岸本出版印刷

〒652-0806 兵庫県神戸市兵庫区西柳原町3番地29

TEL 078-681-2456(代)



2006. 12

Ashiya City Board of Education, Japan